

スマートフォンやインターネットが普及し、海外事業者とのマルチ取引(商品などの買い手を紹介することで、会員が増えるごとにマージンが入る取引)が簡単になっています。最近ではSNSなどを通じた日本人の勧誘や、インターネット上の投稿、動画の閲覧から安心して契約してしまい、海外事業者と思われトラブルになったという相談が、国民生活センターに多く寄せられ、消費者庁が注意を呼び掛けています。

【事例1】

「スマホ一つで簡単に誰でもできる」「初期費用はかかるが、すぐにそれ以上に稼げる」と書いてあったので契約してしまったが、全く儲かる気配がなく、ノルマ達成のために出費ばかりが増えてしまう。

【事例2】

トラブル対応窓口に連絡しても日本語での対応がなく、時間がかかり交渉も非常に難航した。

【事例3】

クーリングオフ期間だったので解約を申し出たが、海外事業者なので日本の法律は適用されないなどと主張され、解約に応じてくれない。

アドバイス

○海外事業者の場合は、日本語の対応が可能なのか、日



本の法律が適用されるのかなどを事前に確認しましょう。

- 必ず儲かるなどの説明は、絶対にうのみにすることなく、契約内容とリスクを十分認識した上で契約しましょう。
- トラブルになった場合などは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)